

側弯症患者の会規約

第一条（目的） 本会は、会員相互の連絡を図り、会員に共通する問題を処理する事を目的とする。

第二条（名称） 本会を側弯症患者の会(ほねっと)とする。

第三条（所在地） 本会の事務局を代表宅に置く。

第四条（会員） 普通会員 本会の会員は、側弯症患者本人（未成年の場合は保護者）、
もしくはその家族とする。
協賛会員 本会の趣旨に賛同して頂き、賛助して下さる個人または団体の方。

第五条（役員） 本会に次の役員をおく。
代 表 1名 副代表 1名
会 計 1名 監 査 1名
運営委員 2名以上

第六条（役員の任期） 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第七条（代表） 代表は会の代表をし、運営をする。
副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第八条（総会） 本会は原則として総会を年に一回開催し、会の重要事項について審議する。
総会の議決は出席会員の過半数の同意により可決する。

第九条（会費） 普通会員は 年間 3,000 円の会費とする。
但し、年度途中で入会した場合の会費は次のとおりとする。
4～ 7 月入会 3,000 円、8～11 月入会 2,000 円 12～ 3 月入会 1,000 円
協賛会員は、個人の場合一口 1,000 円 団体の場合一口 5,000 円の会費とし、
一口以上とする。
本会の運営に当てる不足金が生じた場合は、その都度それに応じて代表・副代表
によって決定し、財源に不足を生じる場合は臨時会費を徴収する事ができる。

第十条（会計） 本会の会計は、総会時に会計決算報告を行う。

第十一条（個人情報） 個人情報保護法に基づき、会員の個人情報は原則、本会の活動の目的以外には
開示をしない。

第十二条（規約改定） この規約は総会での議決により改定する事ができる。

第十三条（役員会） 事業および会務の遂行にあたっては、適宜役員会を開催し協議する。

第十四条（雑則） 会の運営に関する細則は、役員会において制定および改定する事ができる。

附則 この規約は平成21年2月1日から適応する。
この規約は平成23年7月2日から施行する。
この規約は平成25年6月29日から施行する。